

Press Release

沖縄労働局発表
令和3年10月29日(金)

担当
沖縄労働局労働基準部 健康安全課
課長 平良 喜作
安全衛生係長 小池 嘉教
電話:098 (868) 4402

「新型コロナウイルス感染症」や「災害性腰痛」が増加し、業務上疾病者数が前年比101%増加

～令和2年の沖縄県における業務上疾病の発生状況～

沖縄労働局(局長 西川 昌登)は、令和2年の業務上疾病[※]発生状況を取りまとめましたので公表します。

※ 負傷に起因する疾病(腰痛など)、物理的因子による疾病(熱中症など)、過重な業務による脳血管疾患・心臓疾患などが該当します(休業4日以上労働者死傷病報告に基づくもの)。

1 業務上疾病の発生状況(図1～図3、表1)

- (1) 令和2年の業務上疾病者数は前年(109人)を110人上回る219人と大幅に増加。
- (2) 増加の要因として、前年まではなかった「新型コロナウイルス感染症」が業務上において95人発症したことや、「災害性腰痛」が前年比24人増加したことが挙げられる。

2 沖縄労働局における主な取組み

- (1) 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、取組みの5つのポイント(参考資料①)及びチェックリスト(参考資料②)による職場の点検の実施を促す。11月19日に「職場における新型コロナウイルス感染症対策セミナー」を開催する(参考資料③)。
- (2) 腰痛の予防を図るため、安全衛生教育の実施及び身体的負担の軽減を図るため、腰痛予防アドバイザー事業(参考資料⑤)や「腰痛予防動画サイト」(参考資料⑥)の活用を周知する。

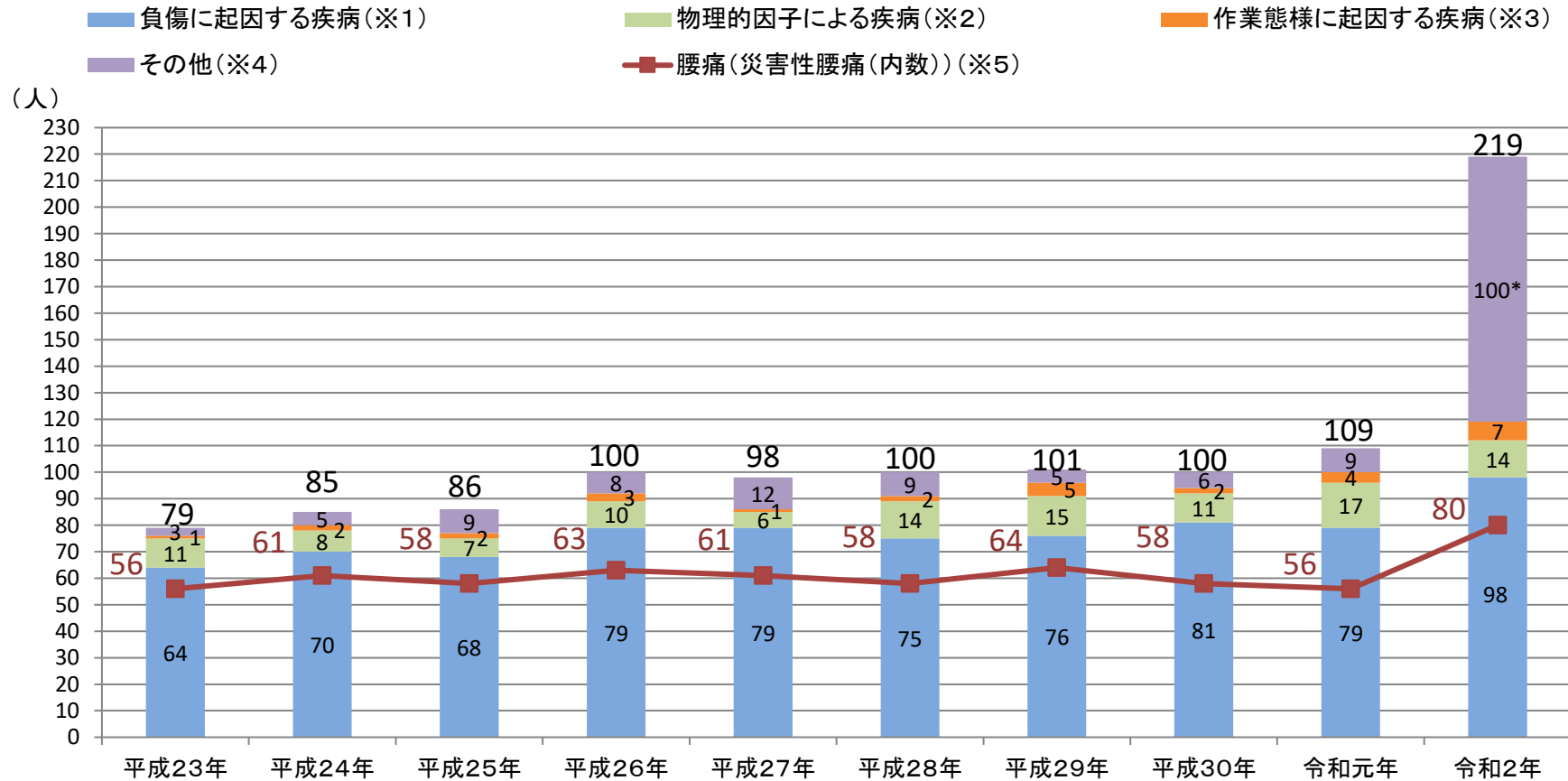
〔添付資料〕

- 図 1 県内における業務上疾病発生状況の推移（平成23年～令和2年〔疾病別〕）
- 図 2 県内における業務上疾病発生状況の推移（平成23年～令和2年〔業種別〕）
- 図 3 県内における災害性腰痛発生状況の推移（平成23年～令和2年〔業種別〕）
- 表 1 令和2年 業務上疾病発生状況（業種別疾病別）

〔参考資料〕

- ① リーフレット「職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため～取組の5つのポイント～を確認しましょう！」
- ② リーフレット「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」
- ③ リーフレット「職場における新型コロナウイルス感染症対策セミナー」
- ④ リーフレット「新型コロナウイルス感染症による労働災害も労働者死傷病報告の提出が必要です」
- ⑤ リーフレット「令和3年度版 腰痛予防アドバイザー」
- ⑥ リーフレット「保健衛生業向け腰痛予防動画サイトへようこそ」

図1 県内における業務上疾病発生状況の推移(平成23年～令和2年〔疾病別〕)



(※1) 「負傷に起因する疾病」には、「災害性腰痛」、「業務上の皮膚等の負傷による破傷風等の細菌感染症」などが含まれる。

(※2) 「物理的因子による疾病」には、「異常温度条件による疾病(熱中症等)」などが含まれる。

(※3) 「作業態様に起因する疾病」には、「負傷によらない業務上の腰痛」、「重激業務による運動器疾患等」、「手指前腕の障害及び頸肩腕症候群」などが含まれる。

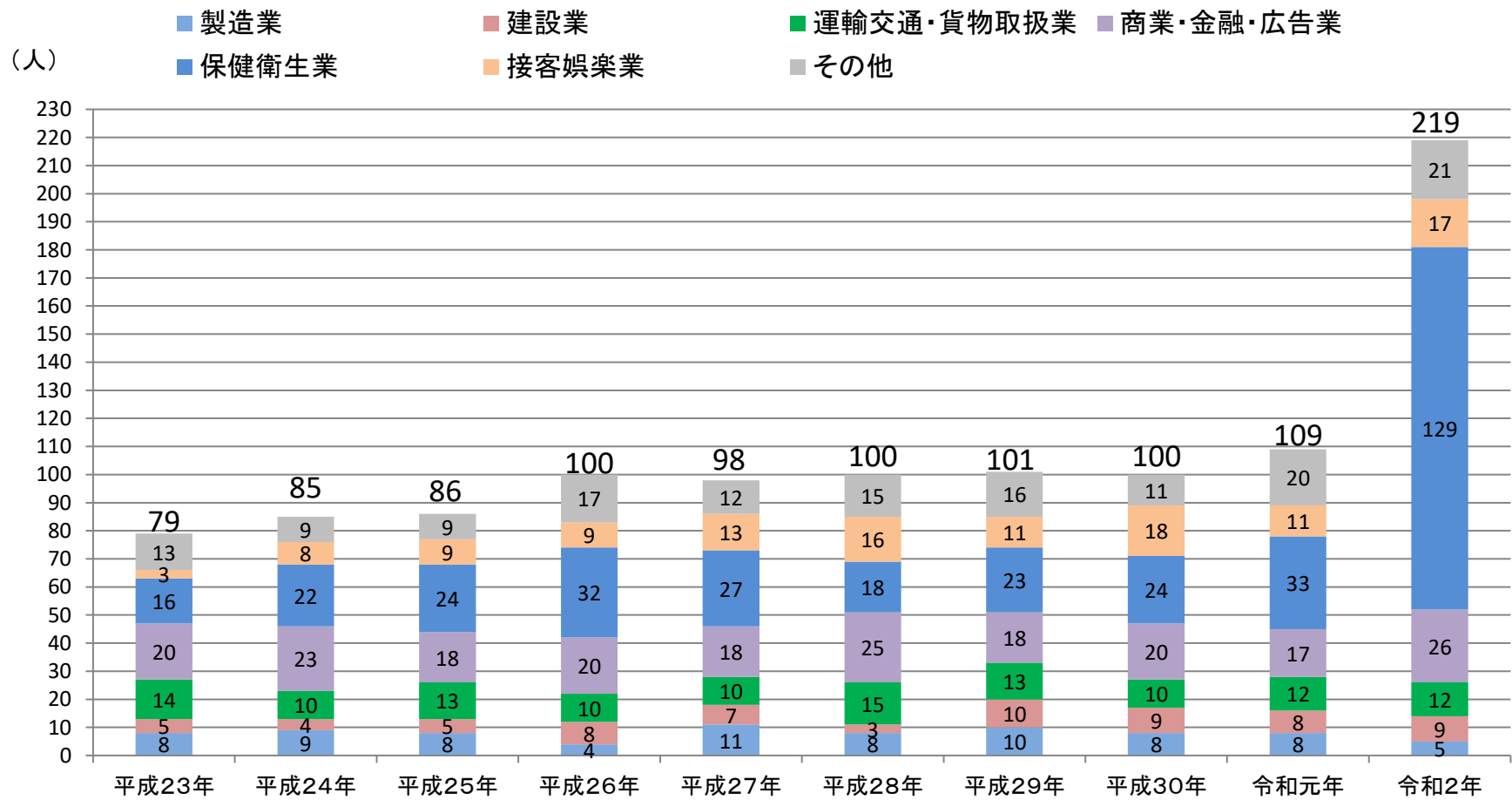
(※4) 「その他」には、主なものとして、「病原体による疾病」、「過重な業務による脳血管疾患・心臓疾患等」、「その他業務によることが明らかな疾病」などが含まれる。

* 令和2年の「その他」100人のうち、95人は新型コロナウイルス感染症である。

(※5) 「災害性腰痛」とは業務中に重い物を持ち上げる等の動作の反動などで発生する(悪化する)腰痛。

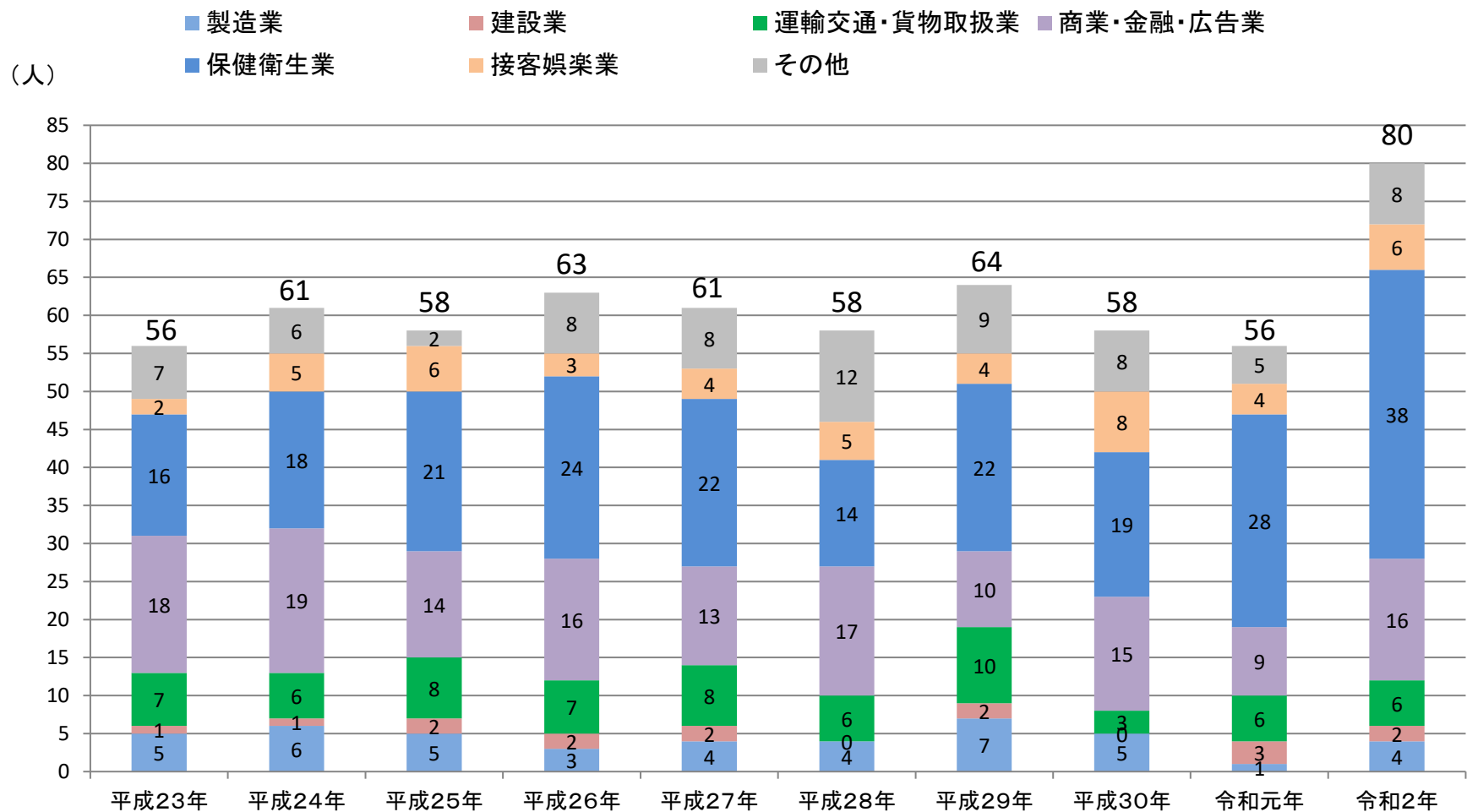
(資料出所) 沖縄労働局「業務上疾病調」

図2 県内における業務上疾病発生状況の推移(平成23年～令和2年〔業種別〕)



(資料出所) 沖縄労働局「業務上疾病調」

図3 県内における災害性腰痛発生状況の推移(平成23年～令和2年〔業種別〕)



(資料出所) 沖縄労働局「業務上疾病調」

表 1 令和 2 年 業務上疾病発生状況（業種別疾病別）

単位：人

疾病分類 (※1) 業種	負傷に起因する疾病		物理的因子に起因する疾病		作業態様に起因する疾病		化学物質による疾病 (がんを除く)	病原体による疾病	過重な業務による脳血管疾患・心臓疾患等	強い心理的負荷を伴う業務による精神障害	その他の業務上疾病 (※3)	計
	災害性腰痛	災害性腰痛以外 (※2)	異常温度条件による疾病	その他の原因による疾病	負傷によらない業務上の腰痛	その他の原因による疾病						
製造業	4		1									5
建設業	2	3	3								1	9
運輸交通・貨物取扱業	6		4					4				12
商業・金融・広告業	16	2	3		1			3			1	26
保健衛生業	38	4		1	3	2		81				129
接客娯楽業	6	6						4	1			17
その他	8	3	2			1		4			1	21
計	80	18	13	1	4	3	0	96	1	0	3	219

(※1) 疾病分類は労働基準法施行規則第35条によるものを整理したもの。

(※2) 「災害性腰痛以外の負傷に起因する疾病」には、「業務上の皮膚等の負傷による破傷風等の細菌感染症」などが含まれる。

(※3) 「その他の業務上疾病」には、「じん肺及びじん肺合併症」、「その他の業務に起因することの明らかな疾病」が含まれる。

(資料出所) 沖縄労働局「業務上疾病調」

職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため ～取組の5つのポイント～を確認しましょう！

- 職場における新型コロナウイルス感染症対策を実施するために、まず次に示す～取組の5つのポイント～が実施できているか確認しましょう。
- ～取組の5つのポイント～は感染防止対策の基本的事項ですので、未実施の事項がある場合には、「**職場における感染防止対策の実践例**」を参考に職場での対応を検討の上、実施してください。
- 厚生労働省では、職場の実態に即した、実行可能な感染症拡大防止対策を検討していただくため「**職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト**」を厚生労働省のホームページに掲載していますので、具体的な対策を検討する際にご活用ください。
- 職場における感染防止対策についてご不明な点等がありましたら、都道府県労働局に設置された「**職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー**」にご相談ください。

～取組の5つのポイント～

実施できて いれば <input checked="" type="checkbox"/>	取組の5つのポイント
<input type="checkbox"/>	テレワーク・時差出勤等を推進しています。
<input type="checkbox"/>	体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを定め、実行できる雰囲気を作っています。
<input type="checkbox"/>	職員間の距離確保、定期的な換気、仕切り、マスク徹底など、密にならない工夫を行っています。
<input type="checkbox"/>	休憩所、更衣室などの“場の切り替わり”や、飲食の場など「感染リスクが高まる『5つの場面』」での対策・呼びかけを行っています。
<input type="checkbox"/>	手洗いや手指消毒、咳エチケット、複数人が触る箇所の消毒など、感染防止のための基本的な対策を行っています。

テレワークの積極的な活用について

- 厚生労働省では、テレワーク相談センターにおける相談支援、労働時間管理の留意点等をまとめたガイドラインの周知等を行っています。
- さらに、テレワークの導入にあたって必要なポイント等をわかりやすくまとめたリーフレットも作成し、周知を行っています。
- こうした施策も活用いただきながら、職場や通勤での感染防止のため、テレワークを積極的に進めてください。

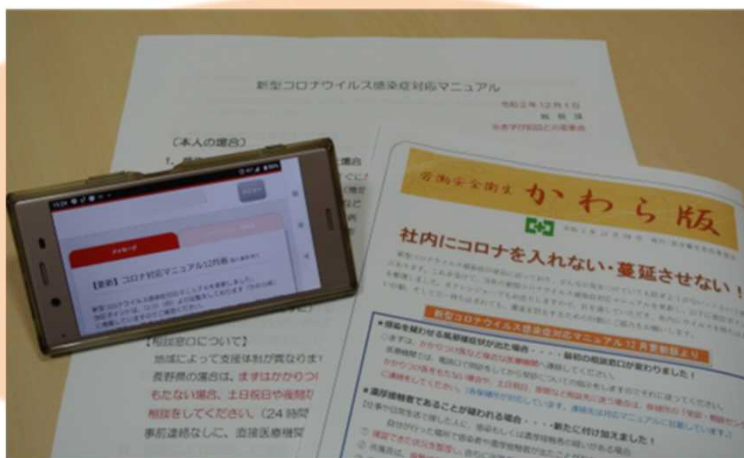
リーフレットは
厚生労働省
ホームページから
ダウンロード可能です。



職場における感染防止対策の実践例

○ 体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルール

新型コロナウイルス感染者が発生した場合の対応手順の作成（製造業）



- 感染者が発生した場合の対応手順を定め、社内イントラネットや社内報で共有した。
[手順]
①感染リスクのある社員の自宅待機
②濃厚接触者の把握
③消毒
④関係先への通知など

手順全文は
(独)労働者健康安全機構
長野産業保健総合支援
センターホームページから
ダウンロード可能です。

サーマルシステムの導入（社会福祉法人）



- サーマルシステムを施設受付入口に設置し、検温結果が37.5℃以上の者の入場を禁止している。
- 本システムでは、マスクの着用の検知を行い、マスクの未着用者には表示と音声で注意喚起を行う仕組みとなっている。



○ 密とならない工夫

I Tを活用した対策（建設業）



- スマートフォン用無線機を導入し、社員同士や作業従事者との会話に活用。3密を避けたコミュニケーションをとるようにした。

I Tを活用した説明会の開催（その他の事業）



- WEB方式と対面方式併用のハイブリッドの説明会を開催した。
- 対面での参加者に対しても、席の間隔を空ける、机にアクリル板を設置するなどの対策を行った。

職場における感染防止対策の実践例

○ 感染リスクが高まる「5つの場面」を避ける取り組み

※ 職場では、特に「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室など）に注意が必要

休憩所での対策（小売業）



- 休憩室の机の中央を注意喚起付きのパーテーションで区切り、座席も密とならないよう二人掛けにし、対面とならないよう斜めに配置した。

社員食堂での対策（製造業）



- 社員食堂の座席レイアウトを変更し、テーブルの片側のみ使用可とした。
- また、混雑緩和のために、昼休みを時差でとるようにした。

○ 感染防止のための基本的対策

入館時の手指等の消毒（宿泊業）



- 宿泊者と従業員の感染防止のため、ホテル入口の消毒液設置場所に、靴底の消毒のためのマットを設置した。

複数人が触る箇所の消毒（製造業）



- 複数人が触る可能性がある機械のスイッチ類を定期的に消毒することを徹底した。

○ その他の取り組み

外国人労働者への感染防止対策の周知（建設業）

((感染症防止5))	
・ 手洗い うがい 確実に！	・ Rửa tay súc miệng chắc chắn!
・ 十分とろう 睡眠は！	・ Có đủ giấc ngủ!
・ 毎朝検温 忘れずに！	・ Đừng quên kiểm tra nhiệt độ mỗi sáng!
・ 人混み避けよう！マスクせよ！	・ Hãy tránh đám đông! Đặt trên một mặt nạ!
・ 必ず換気 休憩所！	・ Hãy chắc chắn để thông gió khu vực còn lại!

- 建設現場に入場する外国人向け安全衛生の資料に、新型コロナウイルス感染症の注意点を外国語に翻訳したものを掲載し、周知徹底を図った。

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

- このチェックリストは、感染症対策の実施状況について確認し、職場の実態に即した対策を労使で検討していただくことを目的としたものです。
- 職場での対策が不十分な場合やどのような対策をすればよいかわからない場合には、感染症対策の実践例を参考に検討してください。
- 項目の中には、業種、業態、職種などにより対応できないものがあるかもしれません。すべての項目が「はい」にならないからといって、対策が不十分ということではありませんが、可能な項目から工夫しましょう。
- 職場の実態を確認し、全員（事業者と労働者）がすぐにできることを確実に継続して、実施いただくことが大切です。

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

項	目	確認
1 感染予防のための体制		
	・事業場のトップが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組むことを表明し、労働者に対して感染予防を推進することの重要性を伝えている。	はい/いいえ
	・事業場の感染症予防の責任者及び担当者を任命している。（衛生管理者、衛生推進者など）	はい/いいえ
	・会社の取組やルールについて、労働者全員に周知を行っている。	はい/いいえ
	・労働者が感染予防の行動を取るよう指導することを、管理監督者に教育している。	はい/いいえ
	・安全衛生委員会、衛生委員会等の労使が集まる場において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止をテーマとして取り上げ、事業場の実態を踏まえた、実現可能な対策を議論している。	はい/いいえ
	・職場以外でも労働者が感染予防の行動を取るよう感染リスクが高まる「5つの場面」や「新しい生活様式」の実践例について、労働者全員に周知を行っている。	はい/いいえ
	・新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)を周知し、インストールを労働者に勧奨している。	はい/いいえ
2 感染防止のための基本的な対策		
(1) 事業場において特に留意すべき事項である「取組の5つのポイント」		
	・「取組の5つのポイント」の実施状況を確認し、職場での対応を検討の上、実施している。	はい/いいえ
(2) 感染防止のための3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い		
	・人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)空けることを求めている。	はい/いいえ
	・会話をする際は、可能な限り真正面を避けることを求めている。	はい/いいえ
	・外出時、屋内にいるときも会話をするときに、声がかからないようマスクの着用を求めている。	はい/いいえ

チェックリストは
厚生労働省
ホームページから
ダウンロード可能です。



職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー連絡先

受付時間

平日（月～金曜日）

午前 8:30～午後 5:15

北海道	011-709-2311	石川	076-265-4424	岡山	086-225-2013
青森	017-734-4113	福井	0776-22-2657	広島	082-221-9243
岩手	019-604-3007	山梨	055-225-2855	山口	083-995-0373
宮城	022-299-8839	長野	026-223-0554	徳島	088-652-9164
秋田	018-862-6683	岐阜	058-245-8103	香川	087-811-8920
山形	023-624-8223	静岡	054-254-6314	愛媛	089-935-5204
福島	024-536-4603	愛知	052-972-0256	高知	088-885-6023
茨城	029-224-6215	三重	059-226-2107	福岡	092-411-4798
栃木	028-634-9117	滋賀	077-522-6650	佐賀	0952-32-7176
群馬	027-896-4736	京都	075-241-3216	長崎	095-801-0032
埼玉	048-600-6206	大阪	06-6949-6500	熊本	096-355-3186
千葉	043-221-4312	兵庫	078-367-9153	大分	097-536-3213
東京	03-3512-1616	奈良	0742-32-0205	宮崎	0985-38-8835
神奈川	045-211-7353	和歌山	073-488-1151	鹿児島	099-223-8279
新潟	025-288-3505	鳥取	0857-29-1704	沖縄	098-868-4402
富山	076-432-2731	島根	0852-31-1157		

※雇用調整助成金の特例措置に関するお問い合わせはこちら
 <学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター>

0120-60-3999

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

- このチェックリストは、職場における**新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための基本的な対策の実施状況について確認**いただくことを目的としています。
- 項目の中には、業種、業態、職種等によっては対応できないものがあるかもしれません。ですので、すべての項目が「はい」にならないからといって、対策が不十分ということではありませんが、可能な項目から工夫しましょう。**職場の実態を確認し、全員（事業者と労働者）がすぐにできることを確実に実施**いただくことが大切です。
- 確認した結果は、**衛生委員会等に報告**し、対策が不十分な点があれば調査審議いただき、改善に繋がってください。また、その**結果について全ての労働者が確認できるように**してください。
衛生委員会等が設置されていない事業場においては、事業者による自主点検用に用いて下さい。
※ 都道府県労働局、労働基準監督署に報告いただく必要はありません。

項	目	確認
1 感染予防のための体制		
	・事業場のトップが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組むことを表明し、労働者に対して感染予防を推進することの重要性を伝えている。	はい・いいえ
	・事業場の感染症予防の責任者及び担当者を任命している。（衛生管理者、衛生推進者など）	はい・いいえ
	・会社の取組やルールについて、労働者全員に周知を行っている。	はい・いいえ
	・労働者が感染予防の行動を取るよう指導することを、管理監督者に教育している。	はい・いいえ
	・安全衛生委員会、衛生委員会等の労使が集まる場において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止をテーマとして取り上げ、事業場の実態を踏まえた、実現可能な対策を議論している。	はい・いいえ
	・職場以外でも労働者が感染予防の行動を取るよう感染リスクが高まる「5つの場面」や「新しい生活様式」の実践例について、労働者全員に周知を行っている。	はい・いいえ
	・新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)を周知し、インストールを労働者に勧奨している。	はい・いいえ
2 感染防止のための基本的な対策		
(1) 事業場において特に留意すべき事項である「取組の5つのポイント」		
	・「取組の5つのポイント」の実施状況を確認し、職場での対応を検討の上、実施している。	はい・いいえ
(2) 感染防止のための3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い		
	・人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)空けることを求めている。	はい・いいえ
	・会話をする際は、可能な限り真正面を避けることを求めている。	はい・いいえ
	・外出時、屋内にいるときや会話をするときに、症状がなくてもマスクの着用を求めている。 ※熱中症のリスクがある場合には、6についても確認してください。	はい・いいえ
	・手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗うことを求めている(手指消毒薬の使用も可)。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ

項	目	確認
(3)三つの密の回避等の徹底		
	・三つの密(密集、密接、密閉)を回避する行動について全員に周知し、職場以外も含めて回避の徹底を求めている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(4)日常的な健康状態の確認		
	・出勤前に体温を確認するよう全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
	・入社時の確認や労働者の日々の体調を確認できるアプリの活用等により、全員の日々の体調(発熱やだるさを含む風邪症状の有無、味覚や嗅覚の異常の有無等)を確認している。	はい・いいえ
	・体調不良時には正直に申しやすい雰囲気を作成し、体調不良の訴えがあれば勤務させないこと、正直に申し休むことで不利益な扱いにしないことを、職場で確認している。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(5)一般的な健康確保措置		
	・長時間の時間外労働を避けるなど、疲労が蓄積しないように配慮している。	はい・いいえ
	・十分な栄養摂取と睡眠の確保について全員に周知し、意識するよう求めている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(6)「新しい生活様式」の実践例で示された「働き方の新しいスタイル」の取組状況について		
	・「テレワークやローテーション勤務」を取り入れている。	はい・いいえ
	・「時差通勤でゆったりと」を取り入れている。	はい・いいえ
	・オフィスの人口密度を減らした「オフィスはひろびろと」を取り入れている。	はい・いいえ
	・「会議はオンライン」を取り入れている。	はい・いいえ
	・「名刺交換はオンライン」を取り入れている。	はい・いいえ
	・「対面での打合せは換気とマスク」を取り入れている。	はい・いいえ
(7)新型コロナウイルス感染症に対する情報の収集		
	・国、地方自治体や一般社団法人日本渡航医学会や公益社団法人日本産業衛生学会等の公益性の高い学会等のホームページ等を通じて最新の情報を収集している。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
3 感染防止のための具体的な対策		
(1)基本的な対策		
	・①換気の悪い密閉空間、②多くの人が密集、③近距離での会話や発声の「3つの密」を同時に満たす行事等を行わないようにしている。	はい・いいえ
	・上記「3つの密」が重ならなくても、リスクを低減させるため、出来る限り「ゼロ密」を目指している。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(2)換気の悪い密閉空間の改善		
	・季節に応じて、リーフレット「『換気の悪い密閉空間』を改善するための換気の方法」、「熱中症予防に留意した『換気の悪い密閉空間』を改善するための換気の方法」、「冬場における『換気の悪い密閉空間』を改善するための換気の方法」を参照し、適切に換気を行っている。	はい・いいえ
	・電車等の公共交通機関の利用に際し、窓開けに協力するよう全員に周知している。	はい・いいえ

項	目	確認
	・その他()	はい・いいえ
(3) 多くの人が密集する場所の改善		
	・業態に応じて可能な範囲で出勤を抑制するように努めている。	はい・いいえ
	・電車やバス等での他人との密着を防ぐため、時差通勤、自転車通勤、自家用車通勤などの活用を図っている。	はい・いいえ
	・テレビ会議やWeb会議の活用等により、人が集まる形での会議等をなるべく避けるようにしている。	はい・いいえ
	・対面での会議やミーティング等を行う場合は、マスクの着用を原則とし、人と人の間隔をできるだけ2m(最低1m)空、可能な限り真正面を避けるようにしている。	はい・いいえ
	・接客業等において、人と人が近距離で対面することが避けられない場所は、労働者にマスクを着用させ、人と人の間にアクリル板、不燃性透明ビニールカーテンなどで遮蔽するようにしている。	はい・いいえ
	・職場外(バスの移動等)でもマスクの着用や、換気、人との間隔を取る等、三つの密を回避するよう努めることとしている。	はい・いいえ
	・休憩時間の3密回避のため、労使協議の上、昼休みを時間差で設定している。	はい・いいえ
	・寄宿舎や社員寮等の労働者が集団で生活する場でも、三つの密(密集、密接、密閉)の回避をはじめとする基本的な感染防止対策を実施するよう、労働者に周知啓発を行っている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(4) 接触感染の防止について		
	・物品・機器等(例:電話、パソコン、デスク等)や治具・工具などについては、複数人での共用をできる限り回避している。共用する場合には使用前後での手洗いや手指消毒を徹底している。	はい・いいえ
	・自由に着席場所を選んで仕事を行うフリーアドレスを導入する場合には、使用前後での消毒、十分な座席間隔の確保、利用状況の記録等を実施することとしている。	はい・いいえ
	・事業所内で複数の労働者が触れることがある物品、機器、治具・工具等について、こまめにアルコール(容量%で60%以上)、界面活性剤、次亜塩素酸ナトリウム0.05%水溶液、有効塩素濃度80ppm以上(ジクロロイソシアヌル酸ナトリウムを水に溶かした製品の場合は100ppm以上)の次亜塩素酸水、又は遊離塩素濃度25ppm(25mg/L)以上の亜塩素酸水による消毒を実施することとしている。 ※人がいる環境に、消毒や除菌効果を謳う商品を空間噴霧して使用することは、眼、皮膚への付着や吸入による健康影響のおそれがあることから推奨されていません。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(5) 近距離での会話や発声の抑制		
	・職場では、同僚を含む他人と会話する際には、大きな声を出さずに距離をなるべく保持するようにしている。	はい・いいえ
	・外来者、顧客、取引先との対面での接触や近距離での会話をなるべく避けるようにしている。	はい・いいえ
	・どうしてもマスクなしで1m以内で会話する必要がある場合は、15分以内に留めるようにしている。	はい・いいえ
	・粉じんや化学物質など、呼吸用保護マスクを装着する必要がある作業では、声で合図連絡する場合にはマスクを外さないように周知している。拡声器使用や伝声板付きのマスク採用が望ましい。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(6) 共用トイレの清掃等について		
	・不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行うこととしている。	はい・いいえ
	・トイレの床や壁は次亜塩素酸ナトリウム0.1%水溶液、又は遊離塩素濃度100ppm(100mg/L)以上の亜塩素酸水で手袋を用いて消毒する。	はい・いいえ

項	目	確認
	・トイレの蓋を閉めて汚物を流すように表示している。(便器内は通常の清掃でよい)	はい・いいえ
	・ペーパータオルを設置するか、個人ごとにタオルを準備する。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(7) 休憩スペース等の利用について		
	・一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話を控え、長居しないようにしている。	はい・いいえ
	・休憩スペースは常時換気することに努めている。	はい・いいえ
	・休憩スペースの共有する物品(テーブル、いす、自販機ボタン等)は、定期的に消毒をしている。	はい・いいえ
	・休憩スペースへの入退室の前後に手洗い又は手指の消毒をさせている。	はい・いいえ
	・社員食堂での感染防止のため、座席数を減らす、座る位置を制限している、マスクを外したままの談笑を控えるよう注意喚起している、昼休み等の休憩時間に幅を持たせている、などの工夫をしている。	はい・いいえ
	・社員食堂では感染防止のため、トングやポットなどの共用を避けている。	はい・いいえ
	・喫煙所では同時に利用する人数に制限を設け、手指消毒後に十分乾いてから喫煙するよう指導し、会話をせず喫煙後は速やかに立ち退くことを、利用者に周知し、徹底している。	はい・いいえ
	・その他の共有の施設について、密閉、密集、密接とならないよう利用方法について検討している。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(8) ゴミの廃棄について		
	・鼻水、唾液などが付いたゴミ(飲用後の紙コップ、ビン、缶、ペットボトルなどを含む)は、ビニール袋に入れて密閉して廃棄することとしている。	はい・いいえ
	・ゴミを回収する人は、マスク、手袋、保護メガネを着用することとし、作業後は必ず石けんと流水で手洗いをする事としている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
4 配慮が必要な労働者への対応等		
	・風邪症状等が出た場合は、「出勤しない・させない」の徹底と、かかりつけ医等の地域で身近な医療機関への電話相談を求めている。	はい・いいえ
	・高齢者や基礎疾患(糖尿病、心不全、慢性呼吸器疾患、慢性腎臓病、高血圧症、がんなど)を有する者などの重症化リスク因子を持つ労働者及び妊娠している労働者や同居家族(同居者)にそうした者がいる労働者については、本人の申出及び産業医等の意見を踏まえ、感染予防のための就業上の配慮(テレワークや時差出勤等)を行っている。	はい・いいえ
	・特に妊娠中の女性労働者が、医師又は助産師からの指導内容について「母健連絡カード」等で申し出た場合、産業医等の意見も勘案の上、作業の制限または出勤の制限(在宅勤務又は休業をいう。)の措置を行っている。	はい・いいえ
	・テレワークを行う場合は、業務とプライベートの切り分けに留意し、上司や同僚とのコミュニケーション方法を検討し、在宅勤務の特性も理解したうえで、運動不足や睡眠リズムの乱れやメンタルヘルスの問題が顕在化しやすいことを念頭において就業させている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
5 新型コロナウイルスの陽性者や濃厚接触者(以下「陽性者等」)が出た場合等の対応		
(1) 陽性者等に対する不利益取扱い、差別禁止の明確化		
	・新型コロナウイルスの陽性者等であると判明しても、解雇その他の不利益な取扱いを受けないこと及び差別的な取扱いを禁止することを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ

項	目	確認
(2)陽性者等が出た場合の対応		
	・新型コロナウイルスに陽性であると判明した場合は、速やかに事業場に電話、メール等により連絡することを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
	・新型コロナウイルスに陽性であると判明した第三者との濃厚接触があり、保健所から自宅待機等の措置を要請された場合は、速やかに事業場に電話、メール等により連絡することを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
	・新型コロナウイルスに陽性であるとの報告を受け付ける事業場内の部署(担当者)を決め、全員に周知している。また、こうした情報を取り扱う部署(担当者)の取り扱い範囲とプライバシー保護のルールを決め、全員に周知している。	はい・いいえ
	・新型コロナウイルスに陽性である者と濃厚接触した者が職場内にいた場合にどのような対応をするかルール化し、全員に周知している。	はい・いいえ
	・職場の消毒等が必要になった場合の対応について事前に検討を行っている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(3)その他の対応		
	・濃厚接触者への対応等、必要な相談を受け付けてくれる「保健所」、「帰国者・接触者相談センター」等を確認してある。	はい・いいえ
	・事業場内の診療・保健施設で体調不良者を受け入れる場合は、事業場内での感染拡大の原因となる可能性があることに留意し、医療従事者は標準予防策を遵守し、適切な感染予防体制(受診者のマスク着用、待合や動線を分ける、受診者が一定の距離を保てるよう配慮するなど)を実行している。	はい・いいえ
	・クラスター発生時等に濃厚接触者等の特定のために保健所から従業員の情報を求められた場合に備え、日々雇用の者を含む全ての従業員について、電話番号等を含めた連絡先を名簿等の形で把握している。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
6 熱中症の予防(※暑熱作業があるなど熱中症のリスクがある場合に確認してください。)		
	・身体からの発熱を極力抑えるため、作業の身体負荷を減らすとともに、休憩を多くとることの重要性を周知している。	はい・いいえ
	・のどの渇きを感じなくても、労働者に水分・塩分を摂取するよう周知し、徹底を求めている。 ※マスクで口が覆われることにより、のどの渇きを感じにくくなることがあります。	はい・いいえ
	・屋外で人と十分な距離(少なくとも2m以上)が確保できる場合で、大声を出す必要がないときには、マスクをはずすよう周知している。	はい・いいえ

※ ご不明な点がございましたら、お近くの労働局又は労働基準監督署の安全衛生主務課にお問い合わせください。

R3.7.2版

ハイブリッド(会場又はオンライン参加)

職場における 新型コロナウイルス 感染症対策セミナー

無料

新型コロナウイルス感染症の最新情報と
職場で取り組む感染対策

日時

令和3年

11月19日 金 15:00-16:30

・沖縄県立博物館【講座室】那覇市おもろまち3丁目1番1号
・ZOOM

講演

「沖縄県における疫学情報
と職場の感染対策」

講師: 高山義浩氏
(沖縄県立中部病院)



共催: 沖縄労働局・沖縄産業保健総合支援センター
後援: 沖縄県・沖縄県医師会

ご予約
お問い合わせ

事務局: 沖縄産業保健総合支援センター

TEL: 098-859-6175

職場における新型コロナウイルス感染症対策セミナー 参加申込書

FAX : 098-859-6176

メール: sanpo47@okinawas.johas.go.jp

- ▶必要事項をご記入いただき、11月12日(金)までにFAX又はメールにて送付ください。
- ▶セミナーの参加人数は会場参加50人、オンライン参加100人とさせていただきます。
- ▶オンライン参加について
 - ・WEB会議システム ZOOM
 - ・URLは事前にメールでお知らせいたします。

事業場名		
連絡先	連絡担当者名 :	
	TEL :	
	FAX :	
参加者	職名	氏名
	参加方法(下の何れかに○を付してください。) 会場参加 ・ <u>オンライン参加</u> <div style="margin-left: 100px;"> ↓ ZOOM案内用e-mail @ </div>	

【送付先】沖縄産業保健総合支援センター

※セミナーの内容に関するお問い合わせは、沖縄産業保健総合支援センター
TEL 098-859-6175 徳永まで

【個人情報の利用目的・取り扱いについて】

お預りした個人情報は、本セミナーの事前準備及び実施に関することのみ
使用いたします。

新型コロナウイルス感染症による労働災害も 労働者死傷病報告の提出が必要です。

従業員が新型コロナウイルス感染症により休業された事業者の皆様へ

労働者が就業中に新型コロナウイルス感染症に感染・発症し、休業した場合には、労働者死傷病報告の提出が必要となります。

事業場で働く従業員の皆様が新型コロナウイルス感染症により休業した場合には、遅滞なく、事業場を所轄する労働基準監督署に労働者死傷病報告を提出してください。

※ ご提出の際は、電子申請や郵送の積極的な活用をお願いいたします。

事業者は、以下のような場合には、遅滞なく、労働者死傷病報告を労働基準監督署長に提出しなければなりません。

(労働安全衛生法第100条、労働安全衛生規則第97条)

- (1)労働者が労働災害により死亡し、又は休業したとき
- (2)労働者が就業中に負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したとき
- (3)労働者が事業場内又はその附属建設物内で負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したとき

※ 労働者死傷病報告を提出せず、若しくは、虚偽の報告をした場合は、いわゆる「労災かくし」として、50万円以下の罰金に処されることがあります。

「労働者死傷病報告はどうやって作成すればいいの？」

労働者死傷病報告は、定められた様式（OCR式帳票）を用いて作成する必要があります。

専用の様式は、最寄りの労働基準監督署で配布しているほか、「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」により、インターネット上で簡単に入力し、作成した帳票を印刷することができます。



<https://www.chohyo-shien.mhlw.go.jp/>

⇒ [新型コロナウイルス感染症による場合の記載例はウラ面参照](#)

～職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するために～
チェックリストを活用し、職場における感染拡大防止のための基本的な対策の実施状況についてご確認ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000657665.pdf>



労働者死傷病報告

記入例

様式第23号(第97条関係) (表面)

労働保険番号(建設業の工事に従事する下請人の労働者が被災した場合、元請人の労働保険番号を記入すること。)		事業の種類	
81001 131111234560000000		医療、福祉業	
事業場の名称(建設業にあつては工事名を併記のこと。)			
カナ コウセイカイロウドウビョウイン			
漢字 医療法人 厚生会労働病院			
工事名			
職員記入欄			
事業場の所在地 千代田区霞ヶ関			
郵便番号 100-XXXX			
労働者数 100人			
発生日時(時間は24時間表記とすること) 7:平成 9:令和 9020401 1500			
被災労働者の氏名(姓と名の間は1文字空けること) カナ ロウドウ タロウ			
漢字 労働 太郎			
生年月日 7010101 (32)歳			
性別 男			
職種 看護師			
経験期間 12			
休業見込期間又は死亡日時(死亡の場合は死亡欄に○) 休業見込 3			
傷病 新型コロナウイルス感染症による肺炎			
傷病部位 呼吸器			
被災地の場所 勤務地内			
災害発生状況及び原因			
救急病棟に勤務中、○月○日に救急患者(後日、PCR検査の結果陽性判定)の吸引処置に当たった看護師に4月1日から発熱の症状が見られたため、PCR検査を実施したところ、4月2日に陽性判定となり、同日から入院したもの。勤務中は防護衣とマスクを着用していた。			
略図(発生時の状況を図示すること。)			
左記の災害発生状況及び原因以外に記載すべき事項がなければ記載不要です。			
感染場所ではなく、傷病名に記載した症状が現われた場所を記入してください。			
感染から発症までの経緯を簡潔に記入してください。			
事業場を代表する者など、報告権限を有する方が記入してください。			
報告書作成者 事務長 厚生 太郎			
職氏名			
国籍・地域 在留資格			
職員記入欄			
事故の型 発注者種類 事業場種別 業務上の原因 自由設定項目			

被災者が複数いる場合は、被災者ごとに報告する必要があります。

法人ではなく、事業場全体の労働者数を記入してください。

陽性判定日ではなく、傷病名に記載した症状が現われた日付を記入してください。

記載例のとおりに入力してください。
※ 医師の診断結果が記載例と異なる場合にはその内容を記入

救急病棟に勤務中、○月○日に救急患者(後日、PCR検査の結果陽性判定)の吸引処置に当たった看護師に4月1日から発熱の症状が見られたため、PCR検査を実施したところ、4月2日に陽性判定となり、同日から入院したもの。勤務中は防護衣とマスクを着用していた。

左記の災害発生状況及び原因以外に記載すべき事項がなければ記載不要です。

感染場所ではなく、傷病名に記載した症状が現われた場所を記入してください。

感染から発症までの経緯を簡潔に記入してください。

事業場を代表する者など、報告権限を有する方が記入してください。

令和2年 4月10日

事業者職氏名

医療法人 厚生会労働病院
病院長 安衛 法子

受付印

霞ヶ関 労働基準監督署長殿

無料

ご利用ください

R3年度

腰痛予防アドバイザー

「仕事で腰に負担がかかる」「職場の腰痛予防を進めたい」「でも、何から始めたらいいの？」とお悩みの事業者の皆様へ

腰痛予防のプロが、無料でお手伝いします。



メニュー

個別コンサルティング

アドバイザーが御社を訪問し、具体的なアドバイスを行います。
職員様向け研修も対応可能です。

- 対象
医療・介護事業所、運送業等
- コンサルティング時間
2時間程度



セミナー（講師派遣）

事業者団体様などが主催されるセミナーへの講師派遣です。

- 対象
主に医療・介護関係、運送業団体
(その他の業種団体の方もご要望により可能な限り対応いたします。)
- 講演時間
2時間以内

お申込み

裏面のご利用申込用紙

(にてお願いします)

お申込み先・お問合せ

沖縄労働局健康安全課 (担当 小池)

☎ 098-868-4402 FAX 098-862-6793

腰痛予防アドバイザーご利用申込書

沖縄労働局健康安全課(FAX : 098-862-6793) 担当 小池 行

(所在地) 〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館3階

御社・団体名			
ご連絡先	☎	(内線)	
	Mail :	FAX	
	ご担当者様		
ご所在地	〒		
申込内容	<input type="checkbox"/> 個別コンサルティング ・ アドバイザーが御社を訪問し、具体的なアドバイスを行います。 ・ 職員様向け研修 も対応可能です(時間帯もご相談ください)。		
	(注1 使用する資料 はお客様にて必 要数を印刷いた だきます(事前に 郵送します)。 注2 パワーポインター が使用できるPC・ プロジェクターをご 用意いただくと 実施が効果的で す。 注3 効果的な実施 のために最低1時 間をご検討くださ い。	希 望 日 時	令和 年 月 (上・中・下) 旬
	希 望 内 容 (お困りごとなど)		
	<input type="checkbox"/> セミナー (講師派遣) ・ 事業者団体様などが主催されるセミナーへの講師派遣です。		
	希 望 日 時	令和 年 月 (上・中・下) 旬	
	セ ミ ナ - 名 称		
	参 加 対 象 者		
	会 所 在 地 場 (所 在 地)		
	講 演 時 間		
	希 望 内 容		

- ※1 個別コンサルティング、セミナーの日時につきましては、なるべく希望日時にそった形で調整させていただきます。
- ※2 個別コンサルティングは1事業所につき1回までとさせていただきます。
- ※3 予算上限その他の理由で、場合によっては、お申込みにお応えできないこともあります、予めご了承ください。
- ※4 最寄りの労働基準監督署でもお申込・お問合せを承ります。

那覇労働基準監督署	安全衛生課	☎ 098-868-3344	FAX 098-868-1390
沖縄労働基準監督署	安全衛生課	☎ 098-982-1263	FAX 098-939-3193
名護労働基準監督署	監督・安衛課	☎ 0980-52-2691	FAX 0980-53-2304
宮古労働基準監督署	労災・安衛課	☎ 0980-72-2303	FAX 0980-72-1846
八重山労働基準監督署	労災・安衛課	☎ 0980-82-2344	FAX 0980-82-9445

令和三年度厚生労働省委託事業

保健衛生業向け 腰痛予防動画サイトへ ようこそ

～職場における腰痛予防対策指針に準拠～

「職場における腰痛予防対策指針」の普及促進を目的としたWEBサイトを、保健衛生業を対象に開設いたしました。業務による腰痛災害のうち、3割以上が保健衛生業で発生しています。介護機器等導入時や職員研修で参考にしましょう。

公開期間

令和3年10月10日(日)
～令和4年3月末

URL

<https://yotsu-yobo.com>



QRコードからも
アクセスできます



WEBサイトの特長

- テーマ別に分かれており、関心のあるものを選んで視聴できます。
- スマートフォンやタブレットからも気軽に動画を視聴できます。
- 介護の現場で、腰痛をなくするための実務的な工夫を紹介します。
- 作業者向けの基本事項と、管理者向けの応用編の2部構成です。
- 職場研修に向け、資料をダウンロードできます。

WEBサイトの概要

今後、社会的役割の拡大が見込まれる保健衛生業の現場において腰痛予防対策が重要な課題となっています。そこで「職場における腰痛予防対策指針」の普及促進を目的としたWEBサイトを保健衛生業を対象に開設しました。腰痛予防に役立つ知識やスキルの習得に是非ご活用ください。

動画で得た知識を職場で活用してみてください！



動画の内容

- 保健衛生業での腰痛災害
- 腰痛の原因と対策の方向性
- 作業場面ごとの適切な作業方法
- 抱上げに代わる介護機器の実際
- 介護機器導入に関する情報など

※ 腰痛予防の動画は作業者向けの基本事項と、管理者向けの応用編の2部構成となっていますが、管理者の方も、まずは作業者向けの動画をご覧ください。

— 無料で資料がもらえます —

動画を視聴してアンケートに答えると、関係資料がダウンロードできます。



WEBサイトへは
こちらのURLまたは
QRコードから

<https://yotsu-yobo.com>



お問い合わせ

株式会社 平プロモート（腰痛予防対策事務局）
〒471-0867 愛知県豊田市常磐町 1-88
MAIL: yotsu-yobo@tairapromote.co.jp

協力

一般社団法人日本ノーリフト協会
一般社団法人ナチュラルハートフルケアネットワーク
移動・移乗技術研究会